

北海道中学校体育大会に関わる複数校合同チーム及び

複数校合同チームと拠点校部活動の編成規定(案)

北海道中学校体育連盟は、少子化に伴う運動部活動参加生徒数の減少で単独チームによる大会参加が困難な学校に配慮し、少人数の運動部にも大会参加の機会を与えることや、地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実という趣旨から、以下の条件で複数校合同チーム(以下「合同チーム」という)の大会への参加を認める。

1. 合同チームとしての活動条件

- (1) 合同チームは、日常において計画的に学校の部活動として監督が指導し、各学校の教員が引率して、練習していることが大会参加の前提条件となる。
- (2) 合同チームの各学校の引率及び監督は、校長、教員及び部活動指導員とする。ただし、「北海道中学校体育大会における外部指導者の押さえと権限」で示した各競技において、当該市町村教育委員会及び学校長の判断により、引率・監督業務が認められている場合は、その限りではない。
- (3) 「北海道中学校体育大会に関わる複数校合同チーム編成規定」及び「全道・全国中学校体育大会に関わる拠点校部活動編成規定」に則っていることを条件に、北海道中学校体育連盟、同専門委員長、事業主体(市町村教育委員会又は市町村中学校長会)の連携した判断により、複数校合同チーム及び拠点校部活動を合わせた形での大会参加を認める。

2. 合同チーム及び合同チームと拠点校部活動の編成の条件

(1) 種目と人数の範囲

合同チームは、個人の部を持たない団体競技種目に限定する。また、大会出場最低人数は以下の人数とする。

①バスケットボール	5人	②サッカー	11人
③ハンドボール	7人	④軟式野球	9人
⑤バレーボール	6人	⑥ソフトボール	9人
⑦アイスホッケー	11人		

(2) 合同チームの編成の組合せ

- ①：大会出場最低人数を満たしていないチーム同士の合同チーム。
- ②：大会出場最低人数を満たしていないチームと満たしているチームとの合同チーム。
- ③：②で生じた合同チーム内で、出場最低人数を満たしているチームが単独と

しても成り立つ場合、合同チーム＋単独チームとしての出場はこれを認めない。

※①～③の編成の組合せの順番は問わない。

(3) 合同チームと拠点校部活動の編成の組合せ

- ④：大会出場最低人数を満たしていない合同チームと拠点校部活動の編成。
- ⑤：大会出場最低人数を満たしていない合同チームと満たしている拠点校部活動との編成。
- ⑥：大会出場最低人数を満たしている合同チームと満たしていない拠点校部活動との編成。
- ⑦：大会出場最低人数を満たしている合同チームと満たしている拠点校部活動との編成は認めない。
- ⑧：拠点校部活動同士の編成は認めない。ただし、どちらかの拠点校部活動1つの形とし、「全道・全国中学校体育大会に関わる拠点校部活動編成規定」に基づき申請は可。
- ⑨：単独チームと拠点校部活動の編成は認めない。ただし、単独チームとしての申請をせず、拠点校部活動1つの形とし、「全道・全国中学校体育大会に関わる拠点校部活動編成規定」に基づき申請は可。

※④～⑨の編成の組合せの順番は問わない。

- (4) 近隣の複数の学校で日常的に一緒に練習している等の理由から、それぞれの学校に大会出場最低人数以上の選手がいる場合に編成する合同チーム及び合同チームと拠点校部活動の編成については、「全国中学校体育大会複数校合同チーム参加規程」を満たしていないため、全道大会までは出場することができるが、全国大会に出場することができない。

3. 複数校合同の範囲

- (1) その範囲は、地区大会の最小区分内を原則とする。ただし、競技種目や地域、学校の事情により専門委員会や地区中体連が認めた場合はその限りではない。
- (2) 在籍する地区中体連にチームがなく、日頃から近隣の地区中体連にあるチームに所属して練習をしている場合は、そのチームと合同チームを編成し、大会に出場することを特例として認める。

※全道大会・全国大会に出場することが決まった場合、該当する選手の旅費が支給されるかどうか、在籍する市町村に事前に確認をとっておくこと。

- (3) 合同チームと拠点校部活動の編成についても、3(1)(2)と同様とする。

4. 編成の手続き

- (1) 合同チーム編成の条件を満たしている学校の校長は、教育上合同チーム編成が必要であろうという判断の下、合同が可能な範囲の学校に編成を働き掛けることができる。

- (2) それぞれの学校間で校長が合同チームを編成することに合意した場合、当該校の校長はその旨を地区中体連会長に申請し、地区中体連で協議の上、承認の可否を判断するものとする。
- (3) 承認した場合、地区中体連会長は直ちに北海道中体連会長に報告する。
- (4) 合同チーム及び合同チームと拠点校部活動の編成の申請方法は、次のとおりとする。
- ・4月当初の時点で編成されている合同チームの有効期間は、8月末までとする。
 - ・各地区大会、全道大会及び全国大会終了後に第1・2学年のみで編成された合同チームの有効期間は、当該年度末（3月末）までとし、次年度以降も合同チームを継続する場合は、新年度に改めて申請し、地区中体連の承認を得ること。
- (5) 合同チームの申請期間は、次のとおりとする。なお、承認の可否については申請後10日以内に地区中体連会長より当該校に連絡する。

【夏季競技】

- ・年度当初に第1学年から第3学年で編成された合同チームについては、5月末までに当該地区中体連事務局あて申請すること。
- ・各地区大会、全道大会及び全国大会終了後に第1・2学年のみで編成された合同チームについては、9月末までに当該地区中体連事務局あて申請すること。ただし、当該地区中体連事務局で申請期限が定められている場合は、そちらの指示に従うこと。

【冬季競技】

- ・10月末までに当該地区中体連事務局あて申請すること。

- (6) 前年度の各地区大会、全道大会及び全国大会終了後に第1・2学年のみで合同チームを編成していた場合、年度当初にそれぞれの学校に新入部員が入部して出場最低人数を満たしても、それぞれの学校が合同チームとして大会への出場を希望する場合は、「全国中学校体育大会複数校合同チーム参加規程」に記載されているとおり、全国大会に出場することができる。
- (7) 合同チームと拠点校部活動の編成を申請する場合、「拠点校部活動」と「複数校合同チーム及び複数校合同チームと拠点校部活動」を当該地区中体連事務局あて申請すること。
- (8) 合同チームと拠点校部活動の編成についても、4(1)～(6)と同様とする。

5. 引率並びに監督

合同チームで活動しているそれぞれのチームの引率・監督は、出場校の校長、教員及び部活動指導員が当たるものとする。ただし、「北海道中学校体育大会における外部指導者の押さえと権限」で示した各競技において、当該市町村教育委員会及び学校長の判断により、引率・監督業務が認められている場合は、その限りではない。

なお、合同チームの代表監督は、いずれかの学校の校長及び教員（部活動指導員及び外部指導者は含まない）とする。

また、やむを得ない場合は、いずれかの学校の校長・教員（部活動指導員・外部指

導者を含まない) による代表引率・監督を認める。手続きは様式1～4をもって行う。
(様式は各地区中体連事務局へ請求すること)

6. その他

- (1) チーム名については、合同する学校名を連記することを原則とする。ただし、校数が多い場合、大会会場での表記について略称を認める(例: ○○市合同、△△地区中学合同)。
- (2) 地区中体連の範囲を越えた複数校合同チームが全道大会に出場する場合は、母体となるチームが所属する管内の代表として出場することとする。
- (3) 編成において特別な事情が生じた場合は、地区中体連会長が道中体連事務局と相談し、両者の合意の上、判断できるものとする。
- (4) 編成規定において問題が生じた場合は、その都度見直しを行うものとする。

附 則

この規定は、平成14年4月1日より施行する。

第1次改正	平成17年11月4日	第2次改正	平成22年5月13日
第3次改正	平成23年11月4日	第4次改正	平成24年5月10日
第5次改正	平成25年11月7日	第6次改正	平成29年11月2日
第7次改正	令和3年5月6日	第8次改正	令和3年11月11日
第9次改正	令和4年11月7日	第10次改正	令和5年3月6日
第11次改正	令和5年5月2日	第12次改正	令和5年11月2日
第13次改正	令和6年11月1日	第14次改正	令和7年4月28日

資料

◎複数校合同チーム編成に係わる資料

【例】軟式野球部の場合（大会出場最低人数 9人）

A 中学校 軟式野球部	B 中学校 軟式野球部	C 中学校 軟式野球部	D 中学校 軟式野球部	E 中学校 軟式野球部
部員数 3名	部員数 4名	部員数 6名	部員数 10名	部員数 12名
F 拠点校部活動 軟式野球部	G 拠点校部活動 軟式野球部	H 拠点校部活動 軟式野球部	I 拠点校部活動 軟式野球部	
部員数 2名	部員数 4名	部員数 6名	部員数 9名	

編 成 例	出 場 の 可 否	適用
A + B = 7名	9名以下なので大会に出場できない。	①
A + C = 9名	大会に出場できる。	①
A + B + C = 13名	大会に出場できる。	①
A + D = 13名	大会に出場できる。	②
A + B + D = 17名	大会に出場できる。	②
A + B + E = 19名	大会に出場できる。（ただし、全道大会の登録は18名）	②
A + B + C + D = 23名	全道大会までは出場することができるが、全国大会には出場することができない。 ※「2. 合同チーム編成の条件」の（3）参照。 ※・A + B + C 及びD校単独 ・A + C 及びB + D ・A + D 及びB + C の条件で出場することが可能である。	③
C + (Eから3名) = 9名 残りのE = 9名	部分的な合同を行い、2チームを大会に出場させることは認められない。	③
D + E = 22名	全道大会までは出場することができるが、全国大会には出場することができない。 ※「2. 合同チーム編成の条件」の（3）参照。 ※ただし、「4. 編成の手続き」の（7）の場合は、全国大会に出場することができる。	
A + B + G = 9名	大会に出場できる。	④
A + B + I = 16名	大会に出場できる。	⑤

B + C + F	= 12名	大会に出場できる。	⑥
B + C + I	= 19名	どちらも大会出場最低人数を満たしている ので、編成・出場できない。	⑦
G + H	= 10名	どちらも拠点校部活動なので、編成できない。 (G又はHを拠点校とし、拠点校部活動として申請することができる。)	⑧
B + H	= 10名	単独チームと拠点校部活動なので、編成できない。 (Hを拠点校とし、拠点校部活動として申請することができる。)	⑨

※適用欄の数字は、「2. 合同チーム編成の条件」の「(2) 編成の組合せ」に記載されている①～⑨のうち、該当する数字を記載しています。